



アスター

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113
奈良県葛城市北花内
281番地22

TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

10月

(神無月) OCTOBER

9日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31

ワンポイント 議決権制限株式の発行限度撤廃

株式会社は、権利内容が同一の「普通株式」のほか、配当が優先するなど権利内容が異なる「種類株式」を発行することができ、議決権制限株式もその一つ。新会社法では、株式譲渡制限会社に限り、これまで発行済株式総数の2分の1までとされていた議決権制限株式の発行限度枠を撤廃しました。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月16日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年間3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日

無保証人貸付 無担保

中小企業者の方から、「頭のテッペンから足のつま先まで資金繰りのことについてはいである」といったことを耳にします。

この話しは金融機関に対する期待が「いつでも必要ときに資金を提供して欲しい」であり、「事業をもっと理解して欲しい」といった話に進んでいきます。

そして、その延長線上に「無担保・無保証人で事業資金を貸して欲しい」という要望があります。

さて、国民生活金融公庫（以下、公庫）の経営改善貸付は、商工会

表 国民生活金融公庫の融資制度

【普通貸付(マル普)】

融資対象者	(1)個人又は法人で事業を営まれる方 (2)金融、保険業、投機的な対象業種を除いて、ほとんど全ての業種の方が対象となる <small>(注1)個人は貸付件数の60%位を占める</small>	
融資条件等	融資限度	個人、法人とも4,800万円以内(注2)1件平均融資額:約770万円
	保証人及び担保	保証人1名以上必要(注3)概ね1千万円超の融資額は担保物件が必要
	融資期間	運転資金5年、設備資金10年

注(注2)は概数、(注3)は保証人を追加2人にして、実行することもある。

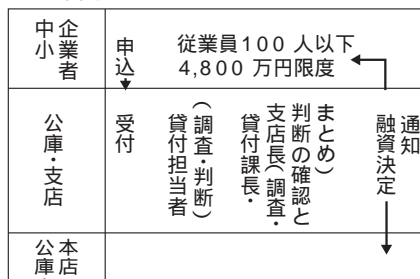
【経営改善貸付(マル経)】

融資対象者	(1)個人又は法人で常時使用する従業員が20人以下 (商業・サービス業は5人以下)の事業規模の方 (2)商工会議所・商工会等(以下、商工会議所等)の実施する経営指導を受けている方で、次の条件を全て満たしていることが必要 原則として6ヵ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること 最近一年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること 所得税、法人税、事業税又は都道府県民税や市町村民税をすべて完納していること	
融資条件等	融資限度	550万円のほか別枠450万円(注4)1件平均融資額:約340万円
	保証人及び担保	必要なし(無担保・無保証人)
	融資期間	運転資金5年、設備資金7年

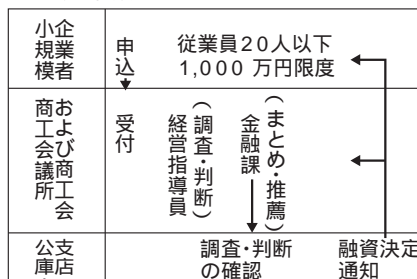
注(注4)は概数

図 国民生活金融公庫・事務手続について

マル普手続



マル経手続



議所、商工会等（以下、商工会議所）の職員である経営指導員が、経営指導を行った中小零細企業に対し無担保・無保証人で行う貸付制度です。

無担保・無保証人貸付制度を理解するため、無保証人貸付と担保・連帯保証人貸付（いずれも公庫の貸付です）を比較しながら紹介し、次に、無担保・無保証人貸付の利用に当たつての注意点を説明することにしましょう。

1 普通貸付（担保・連帯保証人貸付、以下、マル普貸付）と経営改善貸付（無担保・無保証人貸付、以下、マル経貸付）の比較

マル普貸付の融資対象者（表を参照）は、資本金一千万円以下、または従業員一〇〇名以下の中小企業者であり、マル経貸付の対象者は従業員二〇名以下の小規模企業者です。

融資限度額は、マル普貸付が四八〇〇万円、マル経貸付は一〇〇〇万円。

さらに、融資条件は、マル普貸付は、保証人または担保が必要ですが、マル経貸付は、商工会議所の経営指導を受けていることを条

件として無担保・無保証人の貸付となっております。

では、平成十六年度の貸付実績を、貸付件数および一件当たりの貸付金額で見ますとおおよそ次のとおりです。

マル普貸付：
貸付件数一二万七千件
一件当たり貸付額七七〇万円

マル経貸付：
貸付件数六万二千件
一件当たり貸付額三四〇万円

マル普貸付とマル経貸付の貸付件数ベースはともかく、平均貸付額の差は四三〇万円になります。

2 マル経貸付の利用上の注意点

マル普貸付は公庫・職員が受付、調査、判断、融資実行を行う（いわば、プロパー貸付）のに対し、マル経貸付は、商工会議所・職員が受付、事前調査、事前判断を行った案件を公庫が確認し融資実行をする（会議所の推薦貸付）ものです（図を参照）。

従って、無担保・無保証人貸付の利用を希望する場合、各地にある商工会議所の窓口で申込手続を行うこととなります。

さて、マル経貸付の利用をする

場合は次の二点に注意下さい。

マル経貸付を利用するには、原則として六カ月以上、商工会議所の経営指導を受けていること

商工会議所・経営指導員の六カ月間の指導の本来の意味は、“不良債権の防止”にある、と言えるでしょう。

商工会議所・窓口には、中小零細企業者の問合せ、あるいは窓口相談の大半は、飛び込みという形で急ぎの資金申込みの話です。

申込者が取引金融機関に融資を申し込んだが断られたので相談したい、あるいは、街金等のうるさい所から催促を受けているので清算できないか等のワケのありそうな事情を抱えての相談がかなりあります。

対応に当たつての経営指導員は、六カ月間は融資は出来ないことを説明します。

すると、事業者の半数近くは当初訪問目的の相談という形から、商工会議所への批判、怒りに変わり、話はそのままになってしまいません。

結果的に、「六カ月間の原則」は、経営指導というより不良貸付の防止の役割を果たしている面が多く、

マル経貸付の利用については、六カ月位先の資金計画をもって望むと利用できる可能性は高いです。

マル経貸付は、公庫の融資であることから、公庫との良好な関係が必要である

商工会議所の部外秘である「小企業等経営改善資金・推薦要領」の中にある説明です。

本制度の健全な運営、一層の充実のためには、商工会議所、商工会等と公庫の密接な協力体制を維持していくことが必要不可欠であることにかんがみ、本制度における資金貸付け、返済を円滑化するために、今後とも一層の協力関係の構築に努めるものとする

中小企業経営者の方の中には、マル経貸付は窓口の場所が違うので、公庫の窓口では融資を断られたが商工会議所から申し込みれば成功するかもしれない、と考える方もいます。

図にありますが、公庫の窓口で断られた場合は、商工会議所の推薦は受けられませんのでご注意ください。

なお、業績が回復してきたなどの場合は、経営指導員に相談されるとよいでしょう。

小規模企業共済制度

Q 夫婦2人でそば店を経営して20年になります。子供たちも成人し、そろそろ老後の心配が出てきました。

国民年金には夫婦で加入していますが受給金額も少ないので、ほかに良い方法があれば教えてください。

A 既にご夫婦で国民年金に加入されているとのことですが、国民年金の受給額は40年加入しても1人月額66,000円程度と老後を支えるには不十分です。

民間の個人年金制度もありますが、国の機関である「中小企業基盤整備機構」が運営している「小規模企業共済制度」を紹介します。この制度は「事業主の退職金制度」といわれるもので、制度に加入できるのは小規模企業（常時使用する従業員数が商業・サービス業で

5人以下、製造業その他で20人以下の企業）の個人事業主か法人の役員です。

毎月1,000円から最高7万円の範囲内で掛金を積み立て、共済金は一時金で受け取りますが、希望によっては10年、15年の分割受け取りも可能です。

この制度の一番のメリットは掛金全額を課税所得から控除できるという点です。

例えば、課税所得金額が400万円の方が月額3万円、年間36万円の掛金を納付すると所得税、住民税合わせて10万8千円の税額が安くなります（中小企業基盤整備機構のパンフレットより引用）。

共済金を受け取る時（共済事由）は、廃業した場合、任意解約した場合などの4つで、それぞれ受給金額が異なります。

現在の運用利回りは決して高くありませんが、税金面での有利性や、必要に応じて掛金合計額の範囲内で事業資金の借入も簡単な手続きで出来ます。

知って得 人付き合い

東洋思想の研究者で政財界に広く知られた安岡正篤氏は、「人付き合いの五カ条」に、次のことを述べています。

- 1 特段の用がなくても人を訪問する
- 2 特段の依頼でなく物を贈る
- 3 小さな約束を大切にし、守る
- 4 陰で人の悪口を絶対に言わない
- 5 お互いに困って頼みに行ったときは、全力で助け合う

ここで特に注目したいのは、1と2の「特段の用がなくても」と「特段の依頼でなく」という箇所です。

中小企業経営者の方は、仕事での結び付き、取引きで相手方との関係がある以上、どうしても、用があるから訪問する（用件対話をすること）になりがちです。また、仕事上の世話になったことから物を贈ることになります。

“無用の用”という言葉がありますが、無用のこと、つまり、用がなくても訪問する等を大切にしたいものです。

納得 弁護士への依頼

まだら模様ですが、地価の上昇が見られます。

A 弁護士にも、共有財産である土地をマンション業者が買いに来たので、兄弟関係の利害を調整して欲しい、といった依頼が来ます。A 弁護士は不動産関係の依頼（事件）は次の特徴があると話します。自分で努力して購入した土地なり建物や何らかの事情で処分しなければならぬ、といった事件の

解決はスムーズにいく。

一方、親から譲り受けた財産を巡る事件、いわば、自分の苦労で取得したものではない物件が絡む事件は、時間がかかるし、必ずしも満足する解答にはならない。

依頼人は少なくとも、弁護士の法的説明は満足する、しなやかに関わらず、きちんと受け止める必要があるのではないだろうか。